

## 生駒市規則第13号

生駒市職員の職の設置に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の職の設置に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第1号に規定する職員」を「第2条第1項の表に規定する市長の事務部局の職員」に改める。

第3条の表事務職員の項中「次長」の次に「、専門官」を加え、「室長、課長補佐」を「課長補佐、室長」に改め、同表技術職員の項中「室長、指導主事、園長、課長補佐」を「指導主事、園長、課長補佐、室長」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の4の項中「、高齢施策課及び都市計画課の室長」を削り、同表の5の項中「、市民活動推進センターの所長、清掃リレーセンターの所長、高山竹林園の所長、人権文化センターの所長、男女共同参画プラザの所長、消費生活センターの所長」を「及び専門官、都市計画課の室長、消費生活センターの所長、市民活動推進センターの所長、高山竹林園の所長、人権文化センターの所長、男女共同参画プラザの所長、清掃リレーセンターの所長」

に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。